

請負の報酬の支払時期 H06-08-1 <<#308>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが建設業者Bに請け負わせて木造住宅を建築した。Aの報酬支払義務とBの住宅引渡義務は、同時履行の関係に立つ。

<<ポイント>> 報酬の支払時期

報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。(民法 633 条本文)

<<補足>> 担保責任を負わない旨の特約

請負人は、担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れることができない。(民法 572 条、559 条参考)

【答え】 正しい